

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

財務監査の結果について

令和7年1月27日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 松井 宣之

監査委員 大桑 正貴

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく検査を執行した結果は次のとおりです。

- 1 監査の期間  
令和6年10月2日から令和7年1月27日
- 2 監査の対象  
令和5年10月1日から令和6年9月30日までに執行された令和5年度  
下半期及び令和6年度上半期分の財務に関する事務
- 3 監査の結果  
別紙のとおり

# 令和6年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 財務監査結果報告書

## 1 監査対象

令和5年10月1日から令和6年9月30日までに執行された令和5年度下半期及び令和6年度上半期分の財務に関する事務

## 2 監査実施期間

令和6年10月2日から令和7年1月27日まで

## 3 監査方法

事前に各所管に対し関係資料の提出を求め、関係諸帳簿の照合等を行うとともに、担当者への事情聴取等を実施した。

## 4 監査結果

監査対象となった財務に関する事務の執行について、契約及び収入・支出は予算どおり、かつ、適法・適切になされているか、現金、預金、借入金及び財産の管理状況は適正かに主眼を置き、検査、照合等を実施した。また、収入事務及び支出事務について、当広域連合担当課に事務の流れ、チェック体制及び預金通帳の保管状況等の確認を行った。その結果、不当な予算の執行は認められず、概ね目的に従って適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

一方、財務事務の一部で改善や検討を要する事項があり、速やかに適切な措置を講じるよう求める。

また、措置を求める事項ではない軽微な指摘事項のうち、昨年度に指摘した案件は減少傾向であったが、確認不足等による軽微な誤りが散見された。同様の誤りが繰り返されることのないよう、引き続き、組織的に対策を講じられたい。

### (1) 措置を求める事項

#### ア 業務委託に係る契約事務の不備について

翌年度以降にわたる業務委託において、必要な手続きを経ずに、翌年度以降も業務委託している案件を確認した。

契約規則等に基づき、適切な事務処理に努められたい。

イ 委託料の支払遅延について

事業の委託料の支出について、相手方から支払請求を受けた後、支払が遅延した案件を確認した。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律において、契約を締結した案件の場合、支払の時期は、相手方から適法な支払請求を受けた日から30日以内としている。

遅滞なく財務処理に努められたい。